

報告監 第 16 号  
平成 19 年 11 月 9 日

西宮市監査委員	田 中 正 剛
同	野 口 あけみ
同	村 西 進
同	阿 部 泰 之

財 政 援 助 団 体 監 査 結 果 報 告  
(西宮コミュニティ協会)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、平成 19 年度財政援助団体監査を行った結果は、次のとおりです。

同条第 9 項の規定に従い報告します。

# 財政援助団体監査結果報告書

## 第1 監査の期間及び方法

平成19年9月1日から事務局監査に入り、その結果復命を受け、同年10月17日に市民局及び西宮コミュニティ協会関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

## 第2 監査の対象

西宮コミュニティ協会(以下「協会」という。)が交付を受けた西宮コミュニティ協会補助金にかかる出納、その他事務のうち、主として平成18年4月1日から19年3月31日までの間に執行された事務を対象に監査を実施しました。なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、協会及び所管部局提出の直近の数値を用いるように努めました。

協会に対する補助金は、18年4月1日施行の西宮コミュニティ協会補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づいて交付され、交付決定額は、次のとおりとなっています。

西宮コミュニティ協会補助金 54,000,000円

## 第3 監査の結果

次のとおりです。

### 1 協会の概要

#### (1) 設立目的

協会は、「都市において失われつつある住民どうしの連帯と協調の精神をはぐくむとともに、相互理解を通じて、より豊かな人間性あふれる新しい地域社会の創造に寄与すること」を目的として、昭和54年8月2日に設立されています。

#### (2) 組織の概要

協会は、協会の目的に賛同する西宮市内のおおむね小学校区地域の住民で構成された団体またはその連合体を会員として構成しています。

協会の組織は、西宮コミュニティ協会規約に基づき、代議員、理事及び監事で構成されています。

代議員会は、各地域コミュニティ組織(以下「地域組織」という。)により選出された代議員により構成し、理事及び監事は、代議員会において選任しています。

平成 19 年 4 月 1 日現在の構成は、代議員 105 人、理事 35 人、監事 2 人となっています。

代議員会は、事業計画、予算の決定及び決算の認定、規約の改正ならびに理事、監事の選任、その他協会の運営に関する重要な事項の決定を行い、理事会は、代議員会への付議案件の審議や各事業の執行を行っています。

このほか、協会事業の遂行を図るため、西宮コミュニティ協会専門部会設置規程に基づき、広報・事業・調査の 3 専門部会が設置されています。

協会事務所は市民局市民総括室市民活動支援課内に置かれ、担当職員は 4 人(市職員兼務 2 人、嘱託・臨時職員各 1 人)で、うち臨時職員が協会の雇用となっています。

また、各地域組織において、地域情報誌「宮っ子」のマイタウンピックアップ(全市版)及び地域版の編集にあたる編集員(19 年 6 月現在 301 人)を選任しています。

## 2 事業の実施状況等

協会が実施する事業は、協会規約第 4 条で、地域コミュニティ活動の振興、地域組織の連携強化、コミュニティ意識の創造、地域リーダーの育成・研修、協会の目的達成のための事業、となっています。

地域コミュニティ活動の振興として、地域情報誌「宮っ子」の発行、コミュニティ推進大会の開催、宮っ子祭りの開催、人材名簿の活用、花と緑のコミュニティ事業などを実施し、地域組織の連携強化として、地域コミュニティ活動推進懇談会の開催及び地域事業活動の事業経費の助成などを行っています。このほか、コミュニティ研修会、情報誌の編集セミナー、各種団体等の事業に対する後援・協力などの事業を実施しています。

平成 18 年度における主な事業の実施状況は、次のとおりです。

### (1) 「宮っ子」発行業務

協会では、市民のコミュニケーションを深め、コミュニティづくりや地域コミュニティ活動の活性化を目的として、地域情報誌「宮っ子」を発行しています。

全市共通のページ(全市版)の中間に、25 の地域に分けて、地域に密着した話題を提供するページ(地域版)をはさみ込んだ構成で、17 年度までは年 10 回、18 年度以降は年 6 回発行し、ほぼ全家庭に配布しています。19 年 10 月の発行部数は 183,360 部となっています。

発行回数の変更に合わせ、B 5 サイズから A 4 サイズへの変更や、新企画などを盛り込

むなど誌面のリニューアルを行っています。

18年度に実施した「宮っ子」に関する市民意識調査では、「よく読んでいる」が42.0%、「時々読んでいる」が35.2%、合せて77.2%の周知率となっています。

また、視力に障害のある人に対して地域情報を細かく伝えるため、「宮っ子」の内容をカセットテープに録音し、「声の宮っ子」として貸出しを行っています。

最近3か年の地域組織別の発行部数は、次のとおりです。

(単位：部)

区 分	16年度	17年度	18年度
芦原	26,100	26,100	15,660
今津	59,930	59,580	36,155
上ヶ原	82,085	81,580	48,340
瓦木	96,855	97,500	58,820
神原	36,180	36,565	22,555
北口	80,075	78,350	47,410
苦楽園	22,620	23,035	14,170
甲子園口	52,425	52,045	31,235
甲東	133,460	133,015	80,510
香櫨園	43,365	43,055	26,555
甲陽	56,645	56,705	34,370
越木岩	60,965	59,805	35,350
夙川	41,740	42,035	25,040
大社	44,870	46,220	28,140
津門	60,220	60,340	36,250
名塩	54,985	57,055	35,620
生瀬	30,255	29,110	17,460
鳴尾	418,955	422,045	258,050
浜脇	96,385	98,960	59,745
春風	55,170	55,185	33,060
平木	31,655	31,350	19,660
広田	64,245	63,325	37,950
安井	50,355	50,585	30,535
山口	46,120	45,850	27,715
用海	44,300	44,245	26,340
全市計	1,789,960	1,793,640	1,086,695

注 16・17年度は年10回、18年度は年6回発行の延べ発行部数。

## (2) 宮っ子祭りの開催

全市にコミュニティの連帯とふれあいの輪を広げるため、市民参加型のイベントとして宮っ子祭りを開催しています。18年度は、約580人の参加により「わがまちを知る」ウォーキングを実施しています。

## (3) 人材名簿の活用

協会では、地域コミュニティ活動推進に活用するため、優れた技術や才能を持つ人を登録し「コミュニティ人材名簿」を作成しています。講演会・相談会などの講師、アドバイ

ザーになれる人、具体的な技術指導ができる人、実演・上演ができる人、合せて135人(19年10月1日現在)が人材名簿に登録されています。派遣に伴う指導料は無料としており、18年度は、地域で開催する講演会などに42件の派遣を行っています。

#### (4) 地域組織との関連事業

コミュニティの振興を図るため、地域課題の具体的な推進方策について、地域の各種団体から幅広い提言を求める「地域コミュニティ活動推進懇談会」を24の地域組織で開催しています。

また、23の地域組織が独自に行ったコミュニティ事業の活動を支援するため、活動経費の助成を行っています。

#### (5) 研修活動の実施

協会における地域リーダーの育成と、理事・代議員・専門部会員相互の交流を深め、地域の連帯の輪を広げるため、研修会を実施しています。

また、地域組織の編集担当者を対象に、新聞社の工場見学による新聞紙面製作から印刷までの編集セミナーを実施しています。

#### (6) その他の事業

地域ぐるみで花を育て樹木を植え、潤いのあるまちづくりを推進するため、各地域で「花と緑のコミュニティづくり」事業を実施したほか、「にしのみや市民祭り協議会」の構成団体として市民祭りに参加、コミュニティ活動を推進するため、西宮市と共催で「コミュニティ推進大会」を実施したほか、各種団体等の事業に対しても後援・協力を行っています。

また、「にしのみや市民祭り」や各種の事業活動の中で、コミュニティ活動推進の啓発や、写真展示などによる情報発信を行っています。

### 3 協会の収支状況

平成 18 年度の決算状況は、次のとおりです。

#### 収 入

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	予算に比べ 決算額の増減	備 考
会費	300,000	300,000	0	
会費	300,000	300,000	0	25 地域組織会費
受託収入	504,000	504,000	0	
事業委託料	504,000	504,000	0	「くらしのインフォメーション」掲載料
広告収入	17,539,000	17,540,196	1,196	
広告収入	13,368,000	13,368,600	600	全市版広告収入
地域版広告収入	4,171,000	4,171,596	596	地域版広告収入
補助金	54,077,000	54,077,900	900	
補助金	54,077,000	54,077,900	900	西宮市補助金他
寄付金	1,000	0	1,000	
寄付金	1,000	0	1,000	
繰入金	1,000	0	1,000	
基金繰入金	1,000	0	1,000	
繰越金	383,000	383,826	826	
繰越金	383,000	383,826	826	
諸収入	179,000	179,715	715	
利息等	7,000	7,701	701	
雑収入	172,000	172,014	14	研修会参加者負担金他
収入計	72,984,000	(A) 72,985,637	1,637	

#### 支 出

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	予算残額	備 考
事業費	7,941,000	6,852,464	1,088,536	
総合事業費	2,669,000	1,828,166	840,834	
専門事業費	299,000	263,769	35,231	「声の宮っ子」委託料他
地域活動補助費	3,973,000	3,840,529	132,471	
地域活動推進助成費	1,000,000	920,000	80,000	推進懇談会他
広報製作費	59,759,000	59,711,352	47,648	
印刷費	51,392,000	51,346,336	45,664	「宮っ子」印刷費
編集費	4,728,000	4,726,216	1,784	編集委託料・取材費他
地域広報費	3,639,000	3,638,800	200	地域版編集費
総務費	5,283,000	4,637,469	645,531	
会議費	100,000	41,824	58,176	代議員会・理事会他
事務管理費	5,183,000	4,595,645	587,355	臨時職員賃金・事務費他
基金費	1,000	0	1,000	
基金費	1,000	0	1,000	
予備費	0	0	0	
予備費	0	0	0	
支出計	72,984,000	(B) 71,201,285	1,782,715	

収支差引(A - B) 1,784,352 円

#### 4 補助金の交付

##### (1) 補助の目的

地方自治法第232条の2の規定により、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を根拠とし、補助金等の取扱いに関する規則(以下「補助金取扱規則」という。)及び交付要綱に基づいて、補助金が交付されています。

なお、平成17年度までは、地域情報誌の発行業務を協会に委託し、委託料を支払っていましたが、発行主体が協会であることを明確にするため、18年度から補助金に変更しています。

##### (2) 補助対象経費

補助金は、交付要綱第1条で、「協会の活動及び運営に要する経費に対し補助することにより、協会の健全な発展と活動を促進するとともに、地域のコミュニティ活動を支援すること」を目的としています。同要綱第2条では、補助対象経費として、協会の主体事業である地域情報誌の発行に要する経費、協会のコミュニティ推進のための事業活動に要する経費、協会の運営に要する経費とし、補助金の額は、同要綱第3条で、「予算の範囲内」としています。

##### (3) 補助金の申請

交付申請額は、18年度より委託料から補助金に変更されたことに伴い、協会においても「宮っ子」を見直し、サイズの変更、発行回数の変更、誌面のリニューアルなどを行うこととし、その結果による印刷費と編集費の見積額で算定した、としています。このことは、17年度までの地域情報誌の発行業務の受託と積算を同じくするもので、地域情報誌の発行に要する経費だけを補助対象事業としていない交付要綱と合致しないこととなります。

交付申請から支払までの状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	交付申請日	交付決定日	交付請求日	支払日
	申請額	決定額	請求額	支払額
西宮コミュニティ 協会補助金	18. 4.21	18. 4.27	18. 5. 1	18. 5.10
			18.10. 4	18.10.17
	54,000,000	54,000,000	30,000,000	30,000,000
			24,000,000	24,000,000

なお、補助金の交付申請は、18年度事業計画と予算を決定する代議員会開催(18年5月30日開催)より前の、事業計画案と予算案の段階で行われています。

事業計画が確定しない段階での交付申請であり、交付申請書に記載された補助事業等の

経費も代議員会で決定された予算額と異なります。

また、補助事業等の経費は予算の支出総額が記載されており、補助対象経費でない基金費及び予備費を算入しています。

今後、事業計画と予算の確定後に交付申請を行うなど、補助金取扱規則及び交付要綱に従った適正な処理を行ってください。

#### (4) 補助金の経理

協会における補助金の収入状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	受入口座	収入処理年月日	金 額
西宮市補助金	西宮コミュニティ 協会理事長名義	18. 5.10	30,000,000
		18.10.17	24,000,000

市の支払日と同日に口座振込の方法で収入され、収入報告書を作成し出納簿への記帳を行っています。収入の経理処理は、適正に処理されていました。

昭和56年7月13日施行の「西宮コミュニティ協会調整基金設置要綱」に基づき、協会の健全な運営に資するため、不測の事態やその他必要やむを得ない理由により生じた経費に充てること等を目的として調整基金を設けています。同年度以降決算剰余金のうち理事会で定める額及び基金から生じる利息を積立て、16年度と17年度に一部を取崩し、18年度末現在12,205,837円を定期預金で運用しています。

協会からは、地域組織に対し、事業費として、地域活動補助費、地域活動推進助成費が、地域広報費として「宮っ子」地域版の編集経費が支出されています。各地域組織では会計担当者を置いて経理処理を行っており、協会は、事業年度終了後に所定様式の会計報告書の提出を求め、その精査・確認を行っている、としています。

#### (5) 補助金の精算

18年度決算では、収支残額1,784,352円が生じています。交付要綱で定める補助の対象は、特定の事業だけではなく、協会の運営経費も含めたものとなっており、予算科目では基金費と予備費を除く、すべてが対象経費となります。

しかしながら、協会では、17年度まで地域情報誌発行業務を受託していた経過もあり、18年度から補助金に変更されても、主事業である「宮っ子」の広報制作費のみが補助対象経費であるとして、その実績額(55,453,936円)が補助金の額(54,000,000円)を上回ることから、補助金の精算は行っていない、としています。



19年5月25日に、補助事業等実績報告書により、実績の報告が行われていますが、決算を認定する代議員会開催(19年5月29日開催)前の報告であり、認定を受けていない事業報告と収支決算書となっています。

今後、補助金取扱規則に従った適正な処理を行ってください。

## 5 今後の事業活動等

### (1) 協会事業の再編等

協会が平成18年度に実施した主な事業は、地域情報誌「宮っ子」の発行や、コミュニティ推進のための事業として、コミュニティ推進大会や宮っ子祭りなどを開催し、地域関連事業として、地域コミュニティ活動推進懇談会及び地域事業活動への経費助成を行っています。協会が発足して28年が経過し、地域情報誌「宮っ子」の発行に主力が注がれており、その他の事業において、コミュニティ推進のための事業の硬直化が課題である、としています。

協会では、協会組織の充実と発展、地域に対するコミュニティ活動の再認識を図るとともに、地域との連携を深めるため、地域コミュニティの活性化に協力している団体の紹介の場と、協会及び活動への認識を広めるための講演会を再編事業として実施しています。

また、「宮っ子」のあり方、コミュニティ組織の問題等を含め、コミュニティ活動について時代に合った方向性を探り、今後の協会の推進活動について検討を行っている、としています。

今後、主たる事業である「宮っ子」の発行は継続しつつ、地域に根ざしたコミュニティ活動が求められています。そのため、幅広い市民がコミュニティ活動に参加できるような事業展開を行う必要があると思われます。

18年度からは「宮っ子」の発行主体が協会になり、市から補助金の交付を受ける財政援助団体となったことから、自立の方向性をさぐり、法人格を取得するなど、団体としてのあり方や体制の整備について検討すべき時期ではないかと思われます。

また、規約の見直しも含め、団体としてふさわしい各種規程の整備が求められます。

### (2) 経理処理

協会の経理は、協会規約第15条で会計年度を、同16条で経費を規定しているのみで、具体的な会計事務処理の方法を定めた規程はありません。

今後、会計規程を整備し、会計処理の方法を明確にするとともに、一層適正な事務処理

に努めてください。

協会から各地域組織に対して、地域版の広告収入を還元する形での地域活動補助費、地域コミュニティ活動推進懇談会及び地域コミュニティ事業の経費を助成する地域活動推進助成費、地域版の編集経費として均等割と世帯数割により算出した地域広報費が、支出されています。

地域情報誌は全市版・地域版を合せたものであり、地域における活動もコミュニティ推進のための協会としての事業活動の一環であることから、各地域組織の活動についても補助対象事業と考えられます。また、地域版の広告収入も含めた会計決算書としていることから、各地域組織の経理も協会の経理と一体のものとなっています。

地域組織から会計報告書の提出を求め、書面による決算状況の精査・確認を行っているとしていますが、今後、現地調査を行うなど正確性を期すとともに、地域組織における会計処理の規程を設けるなど、一層適正な事務処理を行ってください。

## 6 所管課の事務

### (1) 交付申請の審査等

平成 18 年度の補助金の予算科目、予算現額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	会 計	款	項	目	節	予算現額
西宮コミュニティ 協会補助金	01 一般会計	10 総務費	05 総務費	48 地域振興費	19 負担金・補助 及び交付金	54,000

協会からの補助金の交付申請は、代議員会の決定に基づく 18 年度事業計画と予算が確定しない段階で行われています。年度当初から事業を行うため補助金が必要として早期に申請があったとしても、確定した事業計画と予算書の添付がないまま受理し、さらに交付決定を行うことは不適切です。

また、申請書に記載された事業経費は、交付要綱で定めた補助対象事業の経費ではなく、さらに確定予算額と異なることから、申請の受理にあたっては、補助金取扱規則に基づいて十分な審査を行い、厳正な対応を行ってください。

### (2) 補助金の精算等

補助金取扱規則第 14 条に基づく補助事業実績報告書が、19 年 5 月 25 日に提出されています。添付された決算書は代議員会による認定前のものであり、同条に規定する添付書類

としては不適當です。

今後、補助金取扱規則に従い、厳正な事務処理を行ってください。

18年度決算における収支残額については、補助対象経費を「宮っ子」の広報制作費に限定し、その実績額が補助金の額を上回るとして精算を行っていません。

補助金は、協会のコミュニティ推進のための事業経費及び協会の運営に要する経費に対しても補助したもので、「宮っ子」の広報制作費のみに限定することは交付要綱と整合しないこととなります。また、交付要綱の補助対象経費からみれば、協会から各地域組織へ支出した補助・助成費、地域広報費についても補助金の一部となります。

今後、地域組織も含めた協会の事業収支の精算等について、一定の整理が必要と思われます。

交付要綱は、補助金取扱規則とともに補助金交付の根幹であり、その根拠となるものです。18年4月1日施行の交付要綱は、補助金の額を「予算の範囲内」として補助対象経費に対する算定根拠が明確ではなく、また、交付時期の定めもありません。

今後、交付要綱全般の整備を行ってください。

### (3) 検討課題

18年度より、地域情報誌の発行業務委託から、協会に対する補助金に変更し、発行主体を明確にしています。発行回数が年10回から年6回となったことにより、市が支出する費用としては減少していますが、協会事務所を市民活動支援課内に置き、職員が業務に従事するなど、全体経費として表れない負担があります。

今後、事務執行体制の見直しや、補助のあり方について検討が必要と思われます。

協会では、「宮っ子」のあり方や、今後の事業活動の方向性について検討を行っています。

市民意識調査では「宮っ子」の周知率が77.2%で、補助事業の成果は挙がっているとしていますが、これからのコミュニティ活動は、「宮っ子」の発行を核にしつつも、地域に根ざしたコミュニティ活動が求められていると考えます。

協会のコミュニティ推進事業は、市の施策と一体化したものとなっていることから、市としての事業展開やコミュニティ活動への支援の方法など一定の整理が必要と考えます。

今後とも、幅広い市民がコミュニティ活動に参加できる事業展開を行うため、協会との協議及び連携を行ってください。